

住みよいまちをめざして!みんなができること

◆違う「普通」があることに気づく

「障害」とは個人の問題ではなく社会の問題であり、社会側が改善することで乗り越えられる問題とする「社会モデル」から考え、聞こえる人の「普通」とは違う「普通」があることに一人ひとりが気づき、理解することが大事です。そうした人たちへの配慮や違いを尊重できるまちや社会の仕組みを作りましょう。

◆違う「普通」の立場になってみる

例えば、災害時に聞こえる人にはあたりまえのように受け取れている情報を、聞こえない人、聞こえにくい人がそれを受け取れず、状況が理解できないのであれば、それは聞こえる人と同等の権利が保障されているとは言えません。つまり、「障害」とは人権上の問題であり、それが社会によって引き起されているのであれば社会全体で考えていかなければなりません。

◆違う「普通」を考えてみる

音声を文字に変換する技術などICTの発展にも期待が寄せられますが、ただ技術の発展だけに頼るのでなく、私たちの意識を変え、いろいろな「普通」があることを理解、尊重し、そうした多様性が認められる社会を作りましょう。

また、聞こえない・聞こえにくい人とのコミュニケーションにおいて手話、筆談など、どのような方法がよいかは人さまざまです。どの方法がよいかは、相手にまず確認してみましょう。

「私は耳が聞こえません」と気軽に言える、そしてみんながそれに応えていくれる社会にしていきましょう。



著者紹介 松岡 克尚 (まつおかかつひさ) 関西学院大学人間福祉学部教授

【手話に関する問い合わせ先など】

尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センター

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1 尼崎市役所中館1階 TEL 06-6430-9485 FAX 06-6430-9489

尼崎市手話言語条例(尼崎市ホームページ)

尼崎市手話言語条例や啓発冊子、体験講座の情報などを掲載しています。

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/042gaiyou/1012033.html>



コミュニケーション支援者養成講座(尼崎市ホームページ)

手話通訳者・要約筆記者など、各種意思疎通支援者の養成講座の情報を掲載しています。

<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/042gaiyou/1015707/index.html>



【人権に関する相談窓口】

ひょうごっ子悩み相談 [24時間ホットライン] TEL 0120-0-7831 [SNS悩み相談] QRコード



みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) TEL 0570-003-110

子どもの人権110番 TEL 0120-007-110

インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

尼崎市ダイバーシティ推進課(じんけん何でも相談隊) TEL 06-6489-6658
ama-jinkensoudan@city.amagasaki.hyogo.jp(メールで受付)



発行 尼崎市教育委員会事務局 社会教育課 TEL 06-4950-0405 FAX 06-4950-5658

社会教育課では、幼稚園、小・中学校の保護者を中心とした自主学習グループによる人権学習を広げる活動を続けています。また、希望するテーマで社会教育課から講師を派遣し、人権学習のサポートをします。学習に興味のある方、やってみたい方はお気軽にお問い合わせください。



発行日:令和4年1月

きこえないってどんなんこと

聞こえない普通、聞こえる普通、「普通」ってみんな同じ?

私たちのまちには、さまざまな人たちがともに暮らしています。

年齢も違えば、国籍、言語、宗教、肌、髪の色もさまざまです。住みやすいまちづくりのために大事なことは、そこに住む人々がまちの一員として協力し合うことです。そのためには、住民同士がお互いに理解し、その違いを尊重し合うことが大切になります。

私たちのまちには、さまざまな身体の人たちが一緒に住んでいます。

背の高さもまちまちのように、手足が思うように動かない、目が見えない、耳が聞こえない、心臓や腎臓などがうまく動かない人など、人によってそれぞれ身体は違っています。それぞれ身体が違っていても、このまちの一員として、一人ひとりが大切な存在であるとともにお互いに理解し合うことがとても大切です。お互いを知り、相手を受け入れることは「住みよいまち」「生きやすいまち」づくりの第一歩になります。

耳が聞こえない・聞こえにくい人にとって、今のまちの中はどんな状態なのでしょうか。私たちのまちをみんながもっと住みやすくするために、そして耳が聞こえない・聞こえにくい人にとての「普通」を感じるため、このリーフレットのページをめくってみてください。

自分の中だけの「普通」で暮らしていると、人の数だけ「普通」があることや、違う「普通」があることに気づかないのか…

聞こえる人と聞こえない・聞こえにくい人の「普通」のちがい

〈聞こえる人〉

電話、インターフォン、窓口の呼びかけ、バスや電車の車内放送、非常時のアナウンス、テレビ、映画など、音声言語によるコミュニケーション

〈聞こえない人・聞こえにくい人〉

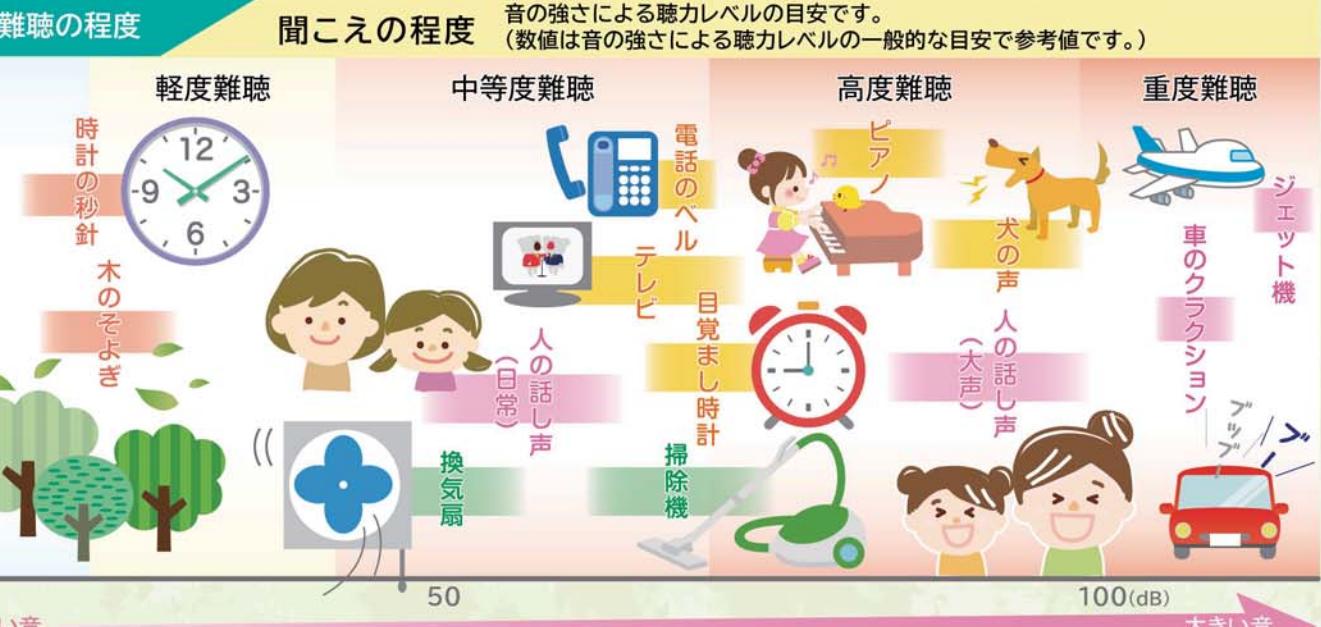
電話やインターフォンを光や振動で知らせる機器、手を振る、肩をたたいての呼びかけ、手話や筆談を使ってのコミュニケーション

~もっとあればいいな~
バスや電車の電光掲示板案内・字幕入りや手話つきのテレビや映画など



聞こえにくいことを難聴(なんちょう)と言います。

難聴の程度



聞こえの程度

音の強さによる聴力レベルの目安です。
(数値は音の強さによる聴力レベルの一般的な目安で参考値です。)

難聴の原因等

先天性難聴(生まれつき難聴の人)、中途難聴(事故や病気などで難聴になった人)、加齢性難聴(加齢によって難聴になった人)などがあります。難聴となる原因もさまざま、ストレス等で突然聞こえなくなる、聞こえにくくなる突発性難聴や心理的要因による心因性難聴などがあります。

障害って…？～障害のとらえ方を考えてみましょう～

「障害」という言葉は「〇〇ができない」という意味でよく使われます。これまで、「歩けない」「聞こえない」ことなど、個人の身体機能等が「障害」の原因と考えられてきました。

このとらえ方を「医学モデル」※1といいます。

例えば、車いす利用者は階段を使って上の階まで自力では上がれません。しかし、エレベーターがあれば上がることができます。エレベーターがあることによって「〇〇ができない」という「障害」はなくなります。けれど、みんな階段が使って当たり前という社会では、駅・ビルなどでなかなかエレベーターの設置が進みませんでした。

「歩くこと」とエレベーターを例にあげてみましたが、聞こえることが「普通」の社会では、社会の仕組みが聞こえる人向けになっていて、「聞こえない困りごと」に対する気づきがありません。そのために、今の社会は聞こえない人・聞こえにくい人にとって「〇〇ができない」が解消されず、生きづらい状況になっています。このように考えると、「歩けない」「聞こえない」ことなどが「障害」の原因ではなく、多数派の「普通」を当たり前とみなし、別の「普通」に気づかない、気づこうとしない社会によって「障害」が起こるというとらえ方を「社会モデル」※2といいます。



困りごととして…例えば…

耳が聞こえない、聞こえにくいということが外見ではわかりにくいため、声をかけられても気づかず相手に無視されたと誤解されてしまうことがあります。補聴器をしていても、雑音の中での聞き取りが難しい場合があります。

こんなとき…

補聴器をつけた人から話しかけられたとき

補聴器をつけた人に話しかけたいとき

あなたならどうしますか？



- ゆっくり・はつきりしゃべる
- 筆談する
- 簡単な身振り手振りで意思を伝える
- 手話を使う

困りごとの気づきとして…例えば…

複数の人がいる場合は、話す前に手を挙げて一人ずつ発言する。避難所などの情報提供を工夫する。イベントなどの連絡先には、電話番号だけではなく、FAX番号やメールアドレスを記載してもらう。など…

聞こえない人、聞こえにくい人の聞こえの程度はさまざまなので、その人にとっての「普通」があり、その人にとっての一番とりやすいコミュニケーションの方法があります。どの方法がよいかは、本人に確認してみることが大事です！

手話とは

手話は、よくジェスチャーと間違えますが、音声言語と同じくれっきとした言語で、独自の文法を持っています。世界には、アメリカ手話、イギリス手話などさまざまな手話がありますが、日本では日本手話になります。音声言語と同じように手話にも方言があります。聴覚に障害がある人の中で、音声言語ではなく手話を主に使って日常生活を営む人たちを「ろう者」といいます。手話は言語なので、覚えて使いこなすのは英語や中国語など

外国語を覚えるのと同じように大変です。でも手話を覚えて使えるようになると、聞こえない人、聞こえにくい人たちとコミュニケーションがとりやすくなり、きっと世界が広がると思います。なお、日本手話の他に、日本語の文法を使い、単語を日本手話のものに置き換えた日本語対応手話もあり、中途で聞こえなくなった人々はこちらを使う人が多いです。

聞こえない人、聞こえにくい人に「伝える」方法として手話以外に「要約筆記」があります。音声情報をその場で文字にして伝えるコミュニケーション支援です。

尼崎市では…



尼崎市手話パンフレット



手話ハンドブック

手話に関する情報がたくさん載っています



イラスト協力 濱崎 明奈さん

尼崎市手話言語条例（平成29年12月26日施行）

尼崎市では、手話が言語であるとの理解を深め、障害の有無によって分け隔てされることなくお互いを尊重し、理解して共に生きることができる社会の実現を目指すことを目的とした条例を制定しました。

[手話の歩んできた歴史とこれから]

明治から大正にかけて手話と筆談による教育が行われていましたが、1880年頃から手話でなく口話を使う教育が広がり、ろう者の人たちにとって自分たちの言語である手話を使うという「普通」のことに対し冷たい目を向けられたり、差別されたりする歴史がありました。現在では個々に応じたコミュニケーション方法として多

様な方法が活用されていますが、今なお手話を言語として認めていない人や偏見を持っている人も存在し、ろう者にとって手話を使うことが「普通」であるのに、そのことへの理解がなく配慮や気づかいがなされないといったことが、未だに残っている現状があります。手話がれっきとした言語であることを、全ての人が理解し、自分の言語を大切に思うのと同じように手話を尊重する世の中にしたいですね。